

税務と経営

発行所 株式会社 エンタープライズ サポート

〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目6番16号
新大阪NKビル601号

TEL (06) 6885-3990

FAX (06) 6885-3991

URL <http://www.ep-support.com/>

E-mail support@ep-support.co.jp

ヒントヒント

考え方抜く 「常に開拓者であれ」稻盛和夫 言行録。「こっちが正しい道ですよ」と誰かから教えてもらった道を歩むのは簡単だが、新しいことは何もない。道なき道を行く勇気が必要です。岐路に立ったときに、ごくごく単純に、それが善なのか悪なのか、利己なのか利他なのか、自分の心の中に羅針盤を持つことが必要です。その基準で行く先を選んできました。自分自身で心を鎮めて、心を純粋にして、自分の歩く方向であれ、研究の方向であれ、技術開発の方向であれ、すべての方向を自分で考へる。考え方抜くということが習い性になり、鋭い感覚、勘が冴えるようになって、その冴えた勘で物事を決めてきました。(プレジデント)

税務 ミニガイド

国税庁によると令和3年分の被相続人数（死亡者数）は1,439,856人、そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は134,275人で、課税割合は9.3%でした。課税価格の総額は18兆5,774億円（対前年比13.3%増）、申告税額の総額は2兆4,421億円（対前年比16.8%増）でした。



ヒントヒント



消費税の仕入税額控除

号外 第8回 下巻 中山道新宿編 大 100-103

□仕入税額控除方法の区分

課税売上に係る消費税額から控除する課税仕入等に係る消費税額（仕入控除税額）の計算方法は、①その課税期間中の課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95パーセント以上の場合、②その課税期間中の課税売上高が5億円超または課税売上割合が95パーセント未満の場合で異なります。

□課税期間中の課税売上高が5億円以下で課税売上割合が95パーセント以上の場合

課税期間中の課税売上に係る消費税額から、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額の全額を控除することができます。

なお、課税売上高が5億円以下かどうかの判定において、課税期間が1年に満たない場合には、課税期間の課税売上高を課税期間の月数で除し、これに12を乗じて算出した金額（年換算金額）で判定します。

□課税期間中の課税売上高が5億円超または課税売上割合が95パーセント未満の場合

課税仕入等に係る消費税額の全額を控除するのではなく、課税売上に対応する部分のみを控除することになります。課税売上に対応する部分の金額については、①個別対応方式、②一括比例配分方式のいずれかの方式によって計算します。

□個別対応方式

個別対応方式では、その課税期間中の課税仕入等に係る消費税額のすべてを、①課税売上にのみ要する課税仕入等に係るもの、②非課税売上にのみ要する課税仕入等に係るもの、③課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係るものに区分して、「①+③」×課税売上割合」を仕入控除税額としてその課税期間中の課税売上げに係る消費税額から控除します。

個別対応方式を採用するためには、①～③の区分をすることが必要です。

□一括比例配分方式

話のタネ

○旅籠の食事例、東海道新居宿〔夕食〕 汁は大根切干、平はぼら、焼豆腐、ねんじん、皿はあさり貝、かんでん酢醤油懸、鉢はうなぎ。〔朝飯〕 汁はきざみ大根、平は八杯豆腐、焼物はかれい、猪口は揚豆腐、角大こん。中山道垂井宿〔夕食〕 汁は干し大根、平は竹の子、玉子とじ、焼物は塩ぼら、〔朝飯〕 汁は豆腐、平はわらび、ふ、ふき、椎茸、焼豆腐、焼物は塩鰯。



一括比例配分方式では、その課税期間中の課税売上に係る消費税額から「課税仕入等に係る消費税額×課税売上割合」を仕入控除税額として控除します。

なお、どちらの方法を選択するかは任意ですが、一括比例配分方式を選択した場合には、2年間以上継続して適用した後でなければ、個別対応方式に変更することはできません。

□課税売上割合

課税売上割合は、「課税期間中の課税売上高（税抜き）÷課税期間中の総売上高（税抜き）」によって計算します。

この場合の総売上高とは、国内における資産の譲渡等対価の額の合計額（課税売上高+輸出による免税売上高+非課税売上高）をいいます。

また、課税売上高とは、国内における課税資産の譲渡等の対価の額の合計額をいい、輸出による免税売上高が含まれます。

□不課税売上等の取り扱い

総売上高、課税売上高には、不課税取引、支払手段の譲渡、暗号資産の譲渡に係る売上高は含まれません。

なお、総売上高に加える特定の有価証券等の譲渡対価の額は、その譲渡対価の額の5パーセントに相当する金額とされています。

令和3年度の 租特適用実態調査

財務省は2023年このほど、令和3年度の『租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書』を国会に提出しました。同報告書は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に終了した事業年度または連結事業年度において適用を受けた法人税関係特別措置について、適用額明細書に記載された事項を集計することで、その適用の実態調査の結果をまとめたものです。

それによると、法人税関係の租特の適用に必要な適用明細書の提出があった法人数は前年度比3.9%増加し、約142万法人で、81の措置について延べ前年度比6.4%増加した、約226万件の適用がありました。租税特別措置の適用実態調査の結果で、本当に必要な租税特別措置法の選別を考えています。

(1)租税適用件数の詳細な実績

ナマの税務相談室

Q アルツハイマー型認知症を患い施設でお世話になっていた被相続人（成年被後見人）甲は令和5年1月に逝去しました。

甲をずっと見守っていた甲の相続人（成年後見人）乙は家庭裁判所に成年後見人就任から甲が死亡した月までの期間に対応する成年後見人の報酬付与の申し立てをしました。

裁判所はその申し立てを相当と認め、甲の財産から金180万円を付与する審判が令和5年4月20日になされました。ところでこの場合、領収した180万円は被相続人甲の相続税申告に際し債務控除をすることが可能でしょうか。また相続人乙については何所得で申告することになるのでしょうか。

A 最近このような症例が多いのは時代の趨勢でしょうか。幸い身内から親切な後見人が看取った症例は被相続人も幸せだったと思います。ところで、成年後見人の報酬は家庭裁

最も適用件数の多かった措置は、中小企業者等の所得金額のうち年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を15%（本則：19%）とする。『中小企業者等の法人税額の特例』で、適用件数は1,034,827件で、適用額は42,533億円でした。次に多かった措置は『中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』で、適用件数は665,130件で、適用額は3,751億円でした。3番目に多かった措置では、「特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例」で、適用件数25万7,711件で、適用額は3,144億円となります。なお、上位10措置の順位は前年からの変動がありませんでした。

(2)税制改正で3年度から利用可能となった措置

税制改正で3年度から新たに利用可能となった措置の適用件数に関してDX・投資促進税制は情報技術事業適応設備を取得した場合の法人税額の特別控除の8件のみ。税制改正で3年度から新たに新しい利用が可能となったカーボンニュートラルに向けた投資促進税制は特別控除で6件のみと、かなり少ない件数と言えます。

成年後見人の所得種類 並びに債務控除

判所の審判で特に定められない場合は無償です。裁判所が本人の財産の状況、事務量や内容を総合的に勘案し報酬額を決定されます。

一方、相続税の控除すべき債務は、相続開始日現在に確実に存在する債務であることが要件になります。

ところで、後見人の報酬付与の審判の決定が相続開始後にあった場合、相続開始日現在にて確実に存在する債務に該当しないことになります。

しかし、後見人の報酬が裁判所の審判手続きを経ることは制度的なものであることに鑑みれば報酬の付与が確実に為されると認められることから、報酬の付与が相続開始後の審判による報酬の付与であっても相続債務に該当するものと考えられます。

なお、後見人に付与された報酬は雑所得を構成するものと考えます。

ナマの税務相談室

インボイスなし免税事業者との取引での損失額

20 23年10月から、インボイス制度がスタートします。インボイス番号の確認や取得状況についての問い合わせが来ている、との話をよく耳にするようになりました。

平 成28年度与党税制改正大綱（参考資料②-2）では、国内823万の事業者の内、513万者余（63%）が免税事業者で、うち435万が個人の免税事業者、77万が法人の免税事業者とされていました。すなわち、インボイス制度導入により、日本国内の63%もの事業者が影響を受けるのです。

但 し、免税事業者と言えど、消費税を請求する権利が消費税法上ありますし、また、仕入消費税分を転嫁しないで自己負担とする義務などあり

ません。インボイス制度が消費税請求の権利、転嫁の権利を踏みにじるのだとすると、それは由々しきことです。

免 税事業者のままでは、インボイスを発行できないので、免税事業者と取引する課税事業者は、消費税の仕入税額控除が適用されなくなり、損をすることになる、と言われています。その損を緩和せんとするのが、8割特例です。インボイスのない免税事業者との取引額の消費税（10%）について、その8割にする、というものです。

消 費税込みで110万円の取引とすると、仕入税額控除は10万円の8割80,000円となり、控除除外された20,000円は経費として損金算入され、

法人税等の負担税率が30%だったとすると6,000円の法人税額等の減少効果を生み、合わせて86,000円の税負担軽減となるので、免税事業者との取引での損失額は $10\text{万円} - 86,000 = 14,000\text{円}$ です。消費税率10%の中の1.4割部分です。

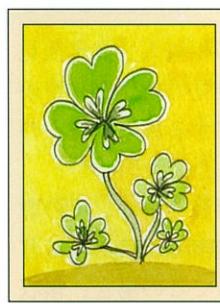
免 税事業者がインボイス発行事業者となつた場合には、2割特例が用意されています。負担する消費税額は、消費税額10万円の場合、その2割の2万円です。法人税負担まで考慮すると上記と同じく1.4割です。

免 税事業者が2割特例を適用すると、その取引相手は仕入税額控除100%可能です。どちらかに1.4割の税負担を負わせようとするインボイス制度ですが、そんなに大きな金額の負担ではないので、当面は、いずれの選択になろうと、取引への変化などはなさそうに思われます。

6日立夏、21日小満。
山ざくら 龍太
「五月なほ 雪舞ふ國のす五月富士 蓼石」
「往路帰路 雲おしかくす五月富士 蓼石」

薰風五月。初鰐。
「大江戸や 犬もありつ
く初鰐 一茶」

自動車税・軽自動車税は4月1日現在の所有者に課される地方税です。
道路は渋滞しますが、ゴールデンウイークです。



ヒーローが普通の人よりも勇敢なわけではない。
周りよりも5分だけ長く勇敢でいられるだけなのだ。

(ロナルド・レーガン)

5月の税務メモ

- （国 税）
- 4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
 - 特別農業所得者の承認申請
 - 3月決算法人の確定申告
 - 9月決算法人の中間（予定）申告
 - 所得税確定申告の延納申請分の納付

- （地方税）
- | | |
|-----|--------------------|
| 10日 | ○ 4月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日 | ○ 3月決算法人の確定申告 |
| 31日 | ○ 9月決算法人の中間（予定）申告 |
| ヶ月 | ○ 鉛区税の納付 |
| ヶ月 | ○ 自動車税の納付 |